

私道材料支給及び穴埋め補修基準

(目的)

第1条 この基準は、不特定多数の自動車により通り抜けがされている私道への、材料支給または舗装の穴埋め補修に関し、必要な基準を定めることにより、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

(基準)

第2条 私道は、次の全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 不特定多数の自動車により、国道、県道及び幹線市道からの通り抜けがされている私道であること。
- (2) 宅地等と当該道路との境界が明確であり、道路通行上支障となる物件がないこと。
- (3) 私道の路面は、舗装を原則とするが未舗装の場合は、平常時、通行に支障のない状態にあること。

(補修)

第3条

- (1) 補修は、車両の通行に著しく支障がある箇所とする。
- (2) 補修は、路面のみとする。
- (3) 補修は、私道の所有者、利害関係人が行うものとする。
なお、緊急を要する場合は市が行うことができるものとする。
- (4) 補修後の維持管理は、私道の所有者または利害関係人が行うものとする。

(材料)

第4条 補修材料は、市が指定したものとする。

(申請)

第5条

- (1) 材料支給を受けようとする者は、「私道材料支給申請書」(様式1)を市長に提出すること。
- (2) 申請者は、町内会、区等の代表者とする。

(調査)

第6条 市は、材料支給または補修を行う場合、現地確認をしなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(完了報告)

第7条 材料支給を受けた者は、補修が完了したときは、速やかに市に完了の連絡を入れるものとする。

(確認)

第8条 市は、補修完了の報告があったときは、補修内容が適切に実施されているか現地確認を行うものとする。

(材料費及び補修費)

第9条

- (1) 材料支給の年間限度額は、当該私道につき10万円を上限とする。
- (2) 支給された材料以外の補修等に要する一切の費用は、材料支給を受けた者の負担とする。

(執行管理)

第10条 市は、予算執行の適正を図るため、補修に要した材料について、「私道材料支給等執行管理表」(様式2)に必要事項を記載し、適切な管理を行うものとする。

この基準は、平成27年2月15日から施行する。